

生駒市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により実施した令和4年度第2回定期監査の結果について、同条第9項の規定により下記のとおり公表する。

令和5年8月31日

生駒市監査委員 東 良 徳 一

生駒市監査委員 平松 亜 矢 子

生駒市監査委員 白 本 和 久

記

1 監査の種別

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査

2 監査の期間

令和5年1月10日から令和5年2月22日まで

3 監査の対象

(1) 対象部局

市長公室	人事課
教育子ども部	教育総務課、教育指導課（教育政策室を含む。）、学校給食センター 生駒北小学校、桜ヶ丘小学校、あすか野小学校、壱分小学校、 生駒南中学校、生駒北中学校、緑ヶ丘中学校 俵口幼稚園、南幼稚園、ひがし保育園、みなみ保育園
生涯学習部	生涯学習課、図書館、図書館北分館、図書館南分館、生駒駅前図書室

(2) 対象期間

令和3年度及び令和4年度

4 監査の方法

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、法令に従い適正かつ効率的に行われているかについて、関係諸帳簿等の確認を行うとともに必要に応じて関係職員からの事情聴取等を行い実施した。

なお、本年度は、備品の管理状況が法令に従い適正に処理されているかについてを重点項目として監査を行った。

5 監査の結果

監査した結果、旅行命令簿の命令権者の押印漏れ、歳入費目の誤り、決裁権者の誤り等の軽微な事項が認められたが、生駒市監査基準に準拠し監査した限りにおいて、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は概ね法令に適合しており、また、最少の経費で最大の効果を挙げるよう努めていると認められないもの並びにその組織及び運営の合理化に努めていると認められないものはなかった。

なお、事務処理上改善・検討を要する軽微な事項については、その都度担当職員に所見を述べるとともに、指導を行った。

各課の監査結果については、別紙のとおりである。

別紙

市長公室

人事課

- 1 監査実施日 令和5年1月10日～1月12日、2月1日
- 2 監査結果

(1)歳入について

職員互助会の庁舎等使用に伴う光熱水費負担金、雇用保険料個人負担金等の収入事務について、歳入予算差引簿、調定伝票、収入伝票その他関係資料を照合・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2)歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、随意契約理由書、見積書等について閲覧・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲において適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

教育こども部

教育総務課

- 1 監査実施日 令和5年2月14日～2月17日
- 2 監査結果

(1)歳入について

日本スポーツ振興センター掛金保護者負担金、京田辺市教育事務委託費負担金、学校敷地における目的外使用料、学校に設置している太陽光発電売電収入等に係る収入事務について、収入伝票、調定伝票、歳入予算差引簿を閲覧し照合・確認したところ、学校敷地に係る賃借料について、歳入として整理する費目が誤っていたため、適正に処理するよう口頭で指導した。その他については、確認した範囲において適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

(2)歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、入札関係書類、随意契約理由書、見積書、歳出予算差引簿等を閲覧・確認したところ、契約書の契約保証金に係る事項を記載すべき箇所が空欄になっていたもの、また、起工伺起案の専決権者を誤っていたものがあつたため、それぞれについて、適正に処理するよう口頭で指導した。その他については、確認した範囲において適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

イ 補助金等の交付事務について

遠距離通学児童交通費補助金、障がい児課外学習事業補助金等について、補助金交付要綱、補助金交付申請書、支出負担行為伺書、歳出予算差引簿等を閲覧・確認したところ、確認した範囲において適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

ウ その他支出事務について

支出負担行為伺書、歳出予算差引簿等を閲覧・確認したところ、確認した範囲において適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

(3) 現金の取扱事務について

教育長交際費の資金前渡による現金について、保管状況を実査により確認したところ、確認した範囲において適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

教育指導課（教育政策室を含む。）

1 監査実施日 令和5年2月14日～2月17日

2 監査結果

(1) 歳出について

支出負担行為伺書、歳出予算差引簿等を閲覧・確認したところ、確認した範囲において適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。なお、全て少額の支出であり、契約書の締結を必要とする支出はなかった。

学校給食センター

1 監査実施日 令和5年2月13日

2 監査結果

(1) 歳入について

学校給食材料費徴収金に係る収入事務について、歳入予算差引簿、調定伝票、収入伝票、給食費請求明細書、給食費納入通知書等について閲覧し照合・確認したところ、確認した範囲において概ね適正に処理されていた。

また、過年度分の滞納繰越額があるため、引き続き適切に対応し滞納額の縮減に努められたい。

(2) 歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、入札関係書類、随意契約理由書、見積書、歳出予算差引簿等を閲覧・確認したところ、確認した範囲において適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書、歳出予算差引簿等を閲覧・確認したところ、確認した範囲において適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

ひがし保育園

1 監査実施日 令和5年1月17日

2 監査結果

(1) 歳入について

延長保育料及び職員給食費に係る収入事務について、調定伝票、収入伝票、延長保育申込書、延長保育利用実績表、領収書、徴収台帳、通帳等を閲覧し照合・確認したところ、確認した範囲において適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

(2) 歳出について

支出負担行為伺書、歳出予算差引簿、旅行命令簿等を閲覧・確認したところ、旅行命令簿について命令権者の押印が漏れていたものがあったため、適正に処理するよう口頭で指導した。その他については、確認した範囲において適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。なお、全て少額の支出であり、契約書の締結を必要とする支出はなかった。

(3) 郵券類の管理について

郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに、受払簿の記入も適正に行われていた。

みなみ保育園

1 監査実施日 令和5年1月18日

2 監査結果

(1) 歳入について

延長保育料及び職員給食費に係る収入事務について、調定伝票、収入伝票、延長保育申込書、延長保育利用実績表、領収書、徴収台帳、通帳等々を閲覧し照合・確認したところ、確認した範囲において適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

(2) 歳出について

支出負担行為伺書、歳出予算差引簿、旅行命令簿等を閲覧・確認したところ、旅行命令簿について命令権者の押印が漏れていたものがあったため、適正に処理するよう口頭で指導した。その他については、確認した範囲において適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。なお、全て少額の支出であり、契約書の締結を必要とする支出はなかった。

(3) 郵券類の管理について

郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに、受払簿の記入も適正に行われていた。

俵口幼稚園

1 監査実施日 令和5年1月19日

2 監査結果

(1) 歳入について

通園費並びに園児及び職員の給食費に係る収入事務について、歳入予算差引簿、調定伝票、収入伝票、通帳等を閲覧し照合・確認したところ、確認した範囲において適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

(2) 歳出について

支出負担行為伺書、歳出予算差引簿、旅行命令簿等を閲覧・確認したところ、確認した範囲において適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。なお、全て少額の支出であり、契約書の締結を必要とする支出はなかった。

(3) 郵券類の管理について

郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに、受払簿の記入も適正に行われていた。

南幼稚園

1 監査実施日 令和5年1月18日

2 監査結果

(1) 歳入について

通園費及び預かり保育料に係る収入事務について、歳入予算差引簿、調定伝票、収入伝票、預かり保育利用届、通帳等を閲覧し照合・確認したところ、確認した範囲において適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

(2) 歳出について

支出負担行為伺書、歳出予算差引簿、旅行命令簿等を閲覧・確認したところ、確認した範囲にお

いて適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。なお、全て少額の支出であり、契約書の締結を必要とする支出はなかった。

(3) 郵券類の管理について

郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに、受払簿の記入も適正に行われていた。

生駒北小学校

1 監査実施日 令和5年1月23日

2 監査結果

(1) 歳入について

学校給食費の徴収事務について給食費納入通知書、給食費請求明細書、納入書兼領収書、通帳等を閲覧し照合・確認したところ、確認した範囲において適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

(2) 歳出について

支出負担行為伺書、歳出予算差引簿等を閲覧・確認したところ、確認した範囲において適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。なお、全て少額の支出であり、契約書の締結を必要とする支出はなかった。

(3) 郵券類の管理について

郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに、受払簿の記入も適正に行われていた。

あすか野小学校

1 監査実施日 令和5年1月25日

2 監査結果

(1) 歳入について

学校給食費の徴収事務について給食費納入通知書、給食費請求明細書、納入書兼領収書、通帳等を閲覧し照合・確認したところ、確認した範囲において適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

(2) 歳出について

支出負担行為伺書、歳出予算差引簿等を閲覧・確認したところ、確認した範囲において適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。なお、全て少額の支出であり、契約書の締結を必要とする支出はなかった。

(3) 郵券類の管理について

郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに、受払簿の記入も適正に行われていた。

桜ヶ丘小学校

1 監査実施日 令和5年1月24日

2 監査結果

(1) 歳入について

学校給食費の徴収事務について給食費納入通知書、給食費請求明細書、納入書兼領収書、通帳等を閲覧し照合・確認したところ、確認した範囲において適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

(2) 歳出について

支出負担行為伺書、歳出予算差引簿等を閲覧・確認したところ、確認した範囲において適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。なお、全て少額の支出であり、契約書の締結を必要とする支出はなかった。

(3) 郵券類の管理について

郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに、受払簿の記入も適正に行われていた。

壱分小学校

1 監査実施日 令和5年1月26日

2 監査結果

(1) 歳入について

学校給食費の徴収事務について給食費納入通知書、給食費請求明細書、納入書兼領収書、通帳等を閲覧し照合・確認したところ、確認した範囲において適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

(2) 歳出について

支出負担行為伺書、歳出予算差引簿等を閲覧・確認したところ、確認した範囲において適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。なお、全て少額の支出であり、契約書の締結を必要とする支出はなかった。

(3) 郵券類の管理について

郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに、受払簿の記入も適正に行われていた。

生駒北中学校

1 監査実施日 令和5年1月23日

2 監査結果

(1) 歳入について

学校給食費の徴収事務について給食費納入通知書、給食費請求明細書、納入書兼領収書、通帳等を閲覧し照合・確認したところ、確認した範囲において適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

(2) 歳出について

支出負担行為伺書、歳出予算差引簿等を閲覧・確認したところ、確認した範囲において適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。なお、全て少額の支出であり、契約書の締結を必要とする支出はなかった。

(3) 郵券類の管理について

郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに、受払簿の記入も適正に行われていた。

緑ヶ丘中学校

1 監査実施日 令和5年1月30日

2 監査結果

(1) 歳入について

学校給食費の徴収事務について給食費納入通知書、給食費請求明細書、納入書兼領収書、通帳等を閲覧し照合・確認したところ、確認した範囲において適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

(2) 歳出について

支出負担行為伺書、歳出予算差引簿等を閲覧・確認したところ、確認した範囲において適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。なお、全て少額の支出であり、契約書の締結を必要とする支出はなかった。

(3) 郵券類の管理について

郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに、受払簿の記入も適正に行われていた。

生駒南中学校

1 監査実施日 令和5年1月31日

2 監査結果

(1) 歳入について

学校給食費の徴収事務について給食費納入通知書、給食費請求明細書、納入書兼領収書、通帳等を閲覧し照合・確認したところ、確認した範囲において適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

(2) 歳出について

支出負担行為伺書、歳出予算差引簿等を閲覧・確認したところ、確認した範囲において適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。なお、全て少額の支出であり、契約書の締結を必要とする支出はなかった。

(3) 郵券類の管理について

郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに、受払簿の記入も適正に行われていた。

生涯学習部

生涯学習課

1 監査実施日 令和5年2月20日～2月22日

2 監査結果

(1) 歳入について

ア 物品売払収入事務について

「生駒むかしばなし」、「生駒市文化財マップ」等の売払いにかかる収入事務について、歳入予算差引簿、物品管理簿、領収書(控)、収入伝票等を閲覧し照合・確認したところ、確認した範囲において適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

イ その他の収入事務について

いこま寿大学受講料、音楽祭入場料等の収入事務について、収入伝票、調定伝票、歳入予算差引簿等を閲覧し照合・確認したところ、確認した範囲において適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

(2) 歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、随意契約理由書、見積書、歳出予算差引簿等を閲覧・確認したところ、確認した範囲において適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

イ 補助金の交付事務について

生涯学習推進連絡会補助金、生涯学習自主学习グループ補助金等の交付事務について、補助金

交付申請書、事業計画書、事業報告書、収支決算書、支出負担行為伺書等を閲覧・確認したところ、生涯学習自主学習グループ補助金の交付について、活動に使用した施設の利用料をいきいきクーポンで支払ったものを含めて補助対象経費を算出し交付申請されていたものがあつたため、取扱いについて検討するよう口頭で指導した。その他については、確認した範囲において適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

ウ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等について閲覧・確認したところ、確認した範囲において適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

図書館

1 監査実施日 令和5年2月7日

2 監査結果

(1) 歳入について

図書実費弁償料、古紙等売払金等の収入について、調定伝票、収入伝票等を閲覧し照合・確認したところ、確認した範囲において適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

(2) 歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、随意契約理由書、見積書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲において適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を閲覧・確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、確認した範囲において適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

(3) 郵券類の管理について

郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに、受払簿の記入も適正に行われていた。

図書館北分館

1 監査実施日 令和5年2月8日

2 監査結果

(1) 歳入について

図書実費弁償料、古紙等売払金等の収入について、調定伝票、収入伝票等を閲覧し照合・確認したところ、確認した範囲において適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

(2) 歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、随意契約理由書、見積書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲において適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を閲覧・確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、確認した範囲において適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

(3) 郵券類の管理について

郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに、受払簿の記入も適正に行われていた。

図書館南分館

1 監査実施日 令和5年2月9日

2 監査結果

(1)歳入について

図書実費弁償料、古紙等売払金等の収入について、調定伝票、収入伝票等を閲覧し照合・確認したところ、確認した範囲において適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

(2)歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、随意契約理由書、見積書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲において適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を閲覧・確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、確認した範囲において適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

(3)郵券類の管理について

郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに、受払簿の記入も適正に行われていた。

生駒駅前図書室

1 監査実施日 令和5年2月10日

2 監査結果

(1)歳入について

読書カフェ自動販売機設置に係る目的外使用料、図書実費弁償料、古紙等売払金等の収入事務について、調定伝票、収入伝票等を閲覧し照合・確認したところ、確認した範囲において適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

(2)歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、随意契約理由書、見積書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲において適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を閲覧・確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、確認した範囲において適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

(3)現金の取扱事務について

窓口つり銭用資金前渡金について、保管状況を実査により確認したところ、確認した範囲において適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

(4)郵券類の管理について

郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに、受払簿の記入も適正に行われていた。